

岩手県告示第589号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
東八幡平病院	八幡平市柏台二丁目8番2号	令和7年10月14日
特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市繫字尾入野64番地9	〃